

第4回 企業年金政策研究会 厚生労働省

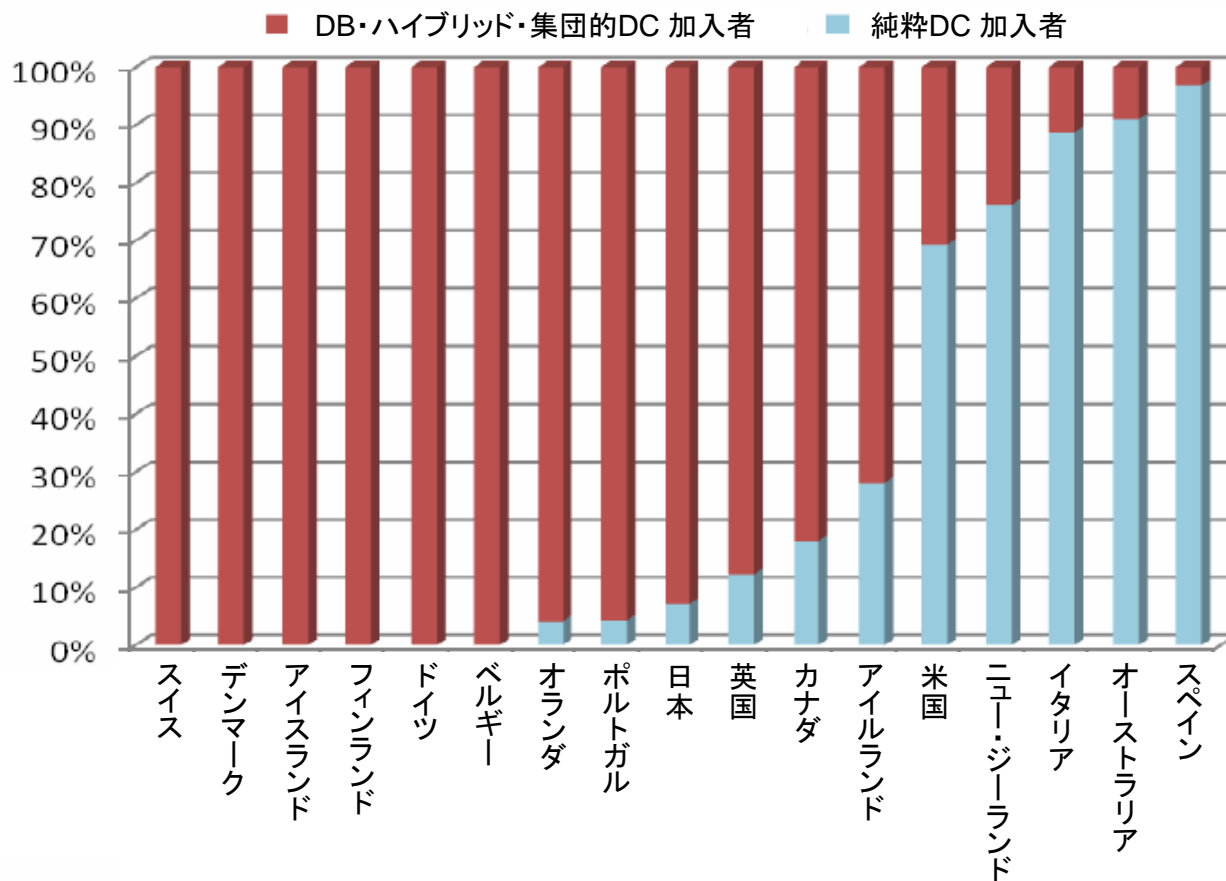
国際的な比較と年金制度のあり方

藤井康行(住友信託銀行)

2009年9月10日

DBとDC

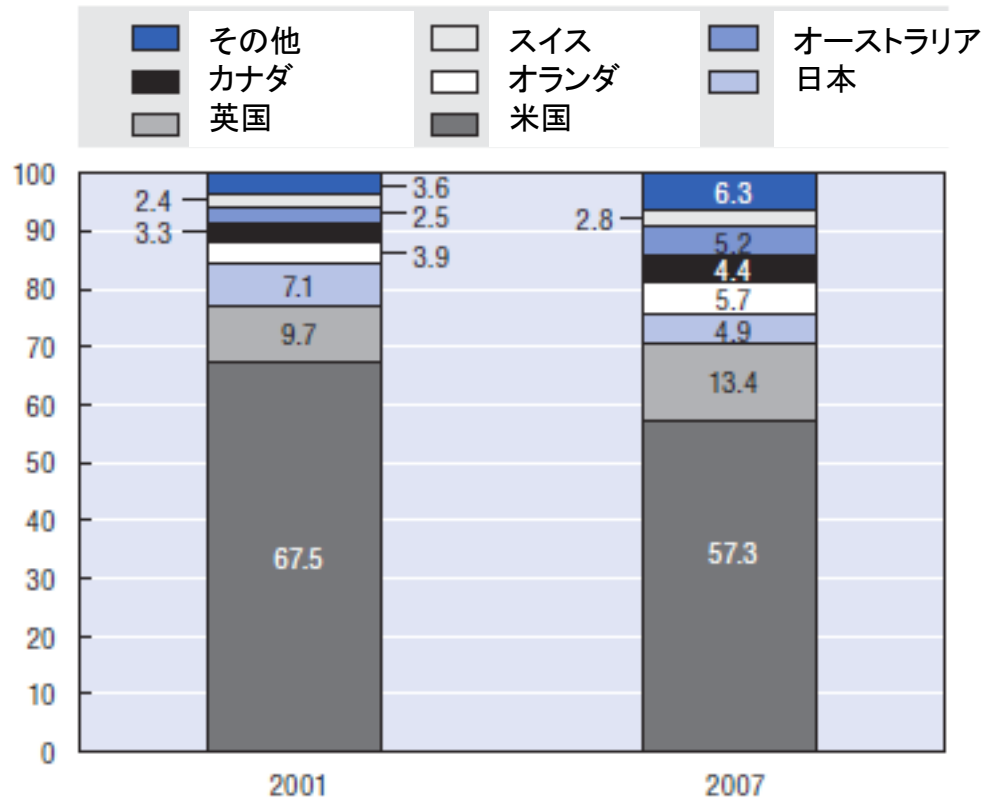
2006年



出所: OECD

OECD諸国における年金資産額の比較

2001年-2007年(OECDの合計に対する占率)

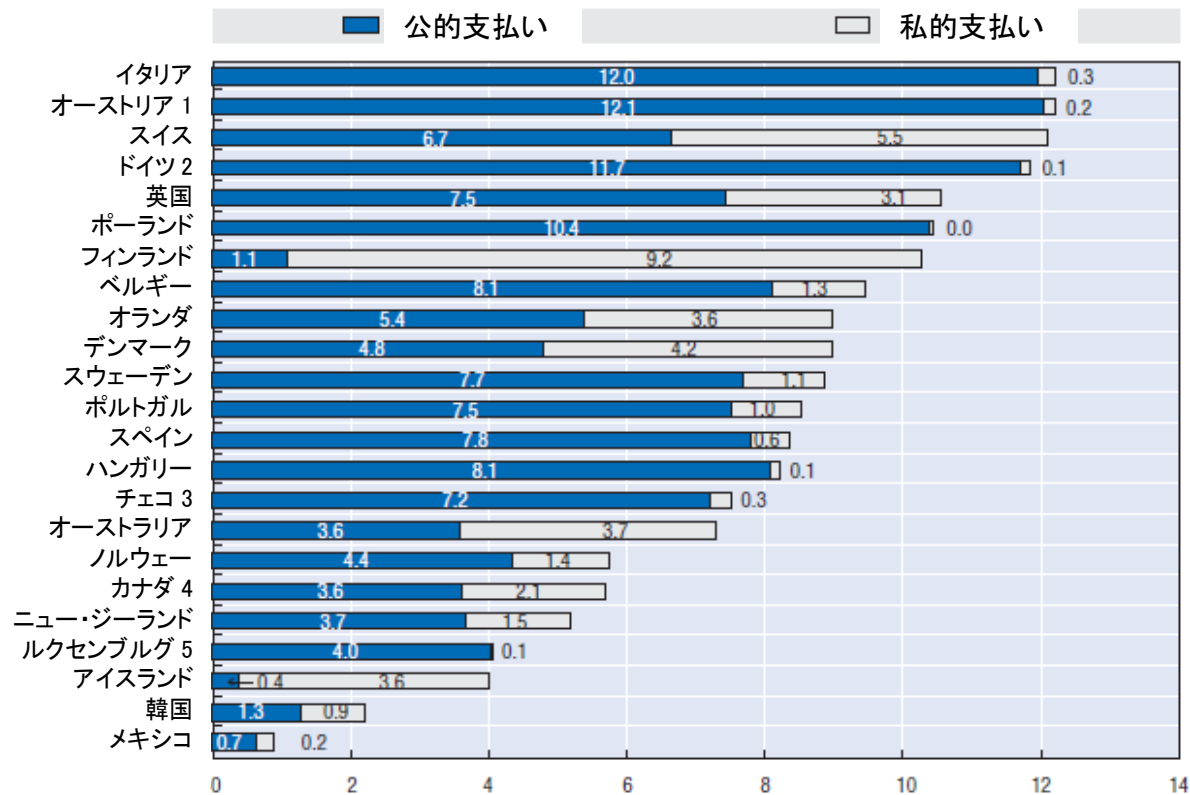


1. Pension fund asset data in 2007 are an OECD estimate.

Source: OECD Global Pension Statistics.

出所: OECD

公的年金と私的年金の支払い額 2006年 (GDP比%)

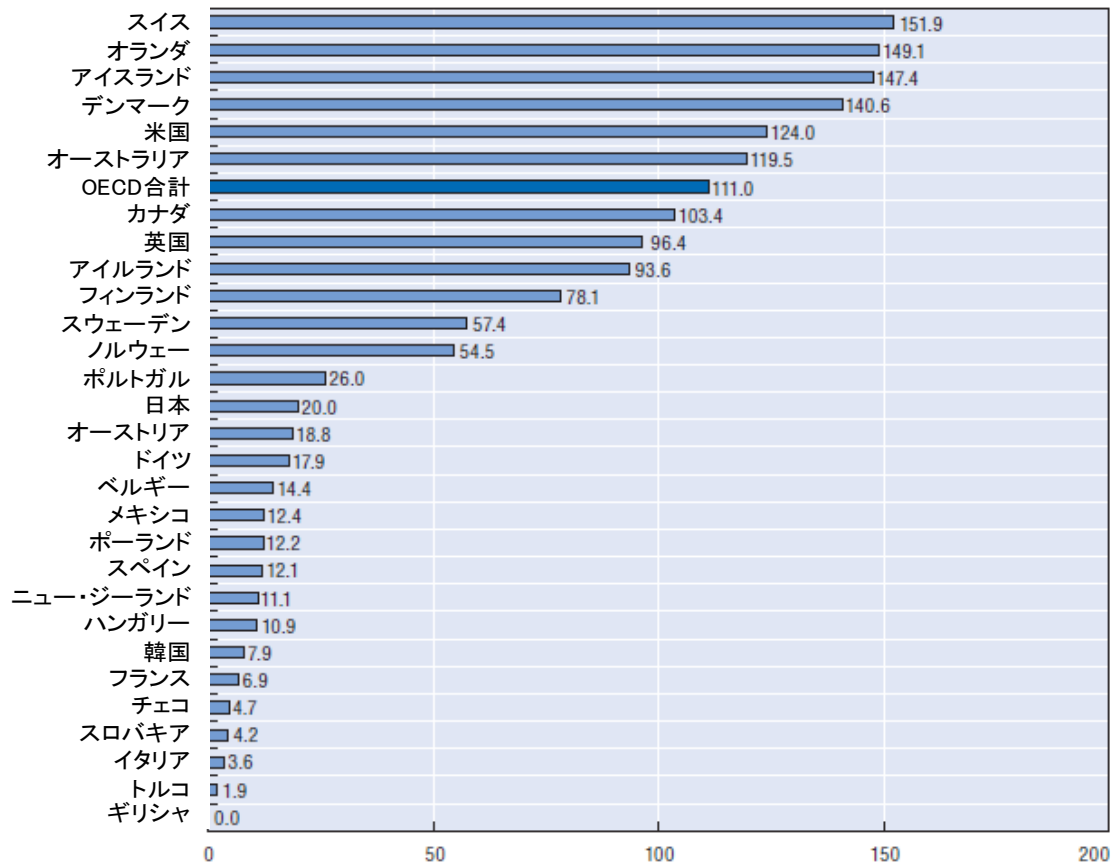


1. "Private expenditure" refers only to the expenditure of *Pensionskassen* (pension companies).
2. "Private expenditure" refers only to the expenditure of *Pensionskassen* (pension institutions) and *Pensionsfonds* (pension funds).
3. Data for private expenditure refer to the year 2007.
4. "Private expenditure" refers only to the expenditure of trustee pension funds.
5. "Private expenditure" refers only to the expenditure of the pension funds supervised by the Financial Sector Supervisory Committee (CSSF) and the *Commissariat aux Assurances* (Insurance Commissariat).

Source: OECD Global Pension Statistics and OECD Social Expenditure (SOCx) databases.

出所: OECD

私的年金の資産額 2007年(GDP比%)



Source: OECD Global Pension Statistics and OECD estimates.

出所: OECD

MSCI WORLD 企業における 退職給付債務

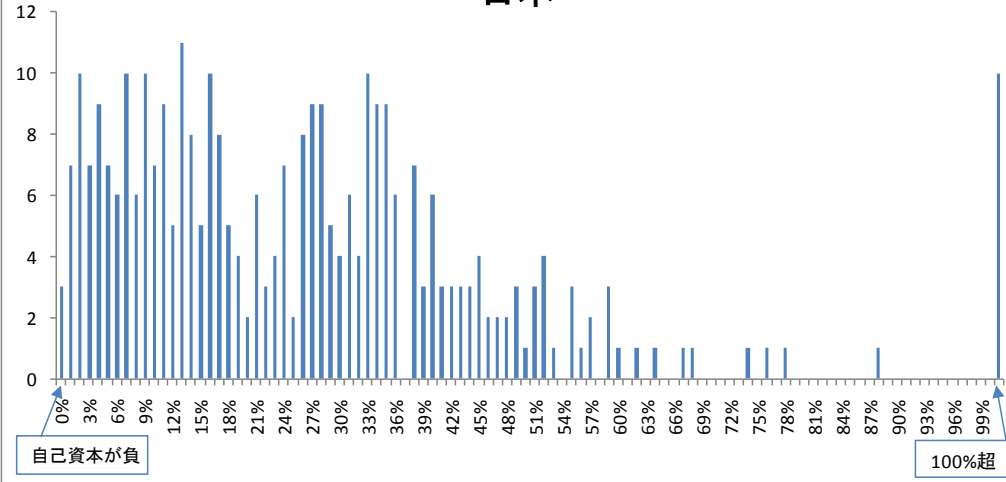
| | 全体社数 | 退職給付債務の有無 | | |
|----------------|------|-----------|--------------------------|-----|
| | | あり | | なし |
| | | 社数 | 退職給付債務 ／自己資本 (%)平均 | 社数 |
| 米国 | 593 | 399 | 63.0 | 194 |
| 日本 | 346 | 328 | 27.7 | 18 |
| 英国 | 111 | 99 | 120.9 | 12 |
| カナダ | 100 | 62 | 28.9 | 38 |
| 欧州全体 (英国除き) | 367 | 296 | 38.2 | 71 |
| フランス | 76 | 71 | 31.5 | 5 |
| ドイツ | 50 | 47 | 40.6 | 3 |
| イタリア | 38 | 15 | 11.8 | 23 |
| スイス | 35 | 33 | 44.8 | 2 |
| スペイン | 31 | 10 | 23.2 | 21 |
| スウェーデン | 29 | 27 | 39.3 | 2 |
| オランダ | 19 | 16 | 85.1 | 3 |
| フィンランド | 17 | 16 | 18.5 | 1 |
| デンマーク | 15 | 14 | 10.6 | 1 |
| ベルギー | 13 | 12 | 16.6 | 1 |
| ギリシャ | 11 | 8 | 9.6 | 3 |
| ノルウェー | 10 | 9 | 23.9 | 1 |
| ポルトガル | 10 | 8 | 214.7 | 2 |
| オーストリア | 9 | 6 | 12.4 | 3 |
| アイルランド | 4 | 4 | 29.7 | 0 |
| オーストラリア | 71 | 38 | 12.5 | 33 |
| ニュー・ジーランド | 5 | 1 | 27.6 | 4 |
| 香港 | 42 | 16 | 5.8 | 26 |
| シンガポール | 27 | 4 | 2.6 | 23 |

藤井康行(2009)「会計基準の動向と年金運用」『年金と経済2009.7』
(財)年金シニアプラン総合研究機構

対象: MSCI WORLD、2009年3月末時点で入手可能データ、連結ベース
自己資本はCommon Equity
銘柄ユニバース(MSCI World)は MSCI Barra社、
財務情報(Worldscope)は Thomson Reuter社のデータを
を基に筆者が作成

「退職給付債務／自己資本(%)平均」は自己資本が負の会社を除く

退職給付債務／自己資本 日本



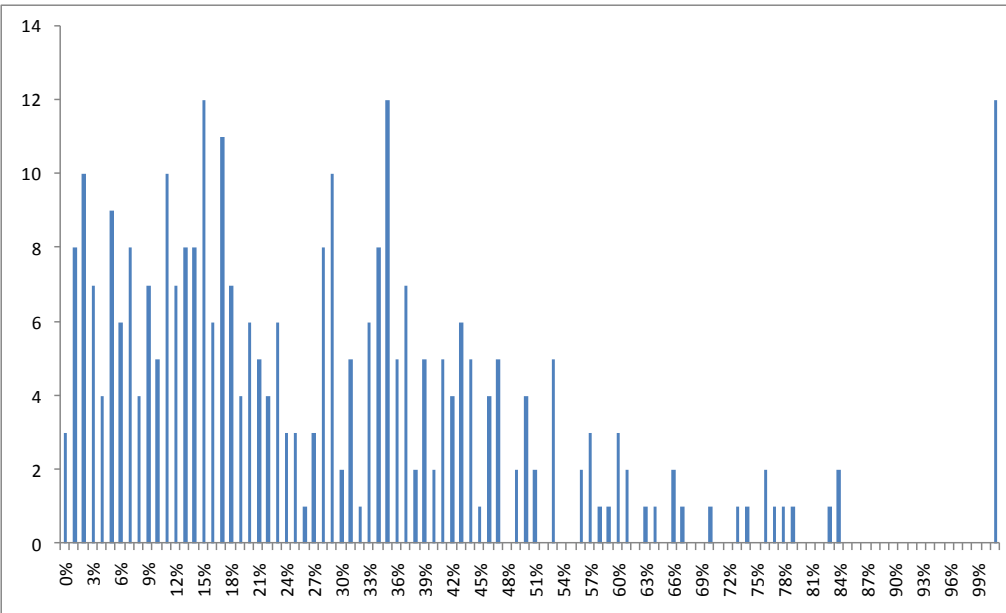
主に2008年3月決算数値
(2009年3月末時点で入手可能データ)

藤井康行(2009)「会計基準の動向と年金運用」『年金と経済2009.7』(財)年金シニアプラン総合研究機構

対象: MSCI WORLD、2009年3月末時点で入手可能データ、連結ベース

自己資本はCommon Equity

銘柄ユニバース(MSCI World)はMSCI Barra社、財務情報(Worldscope)はThomson Reuter社のデータを基に筆者が作成



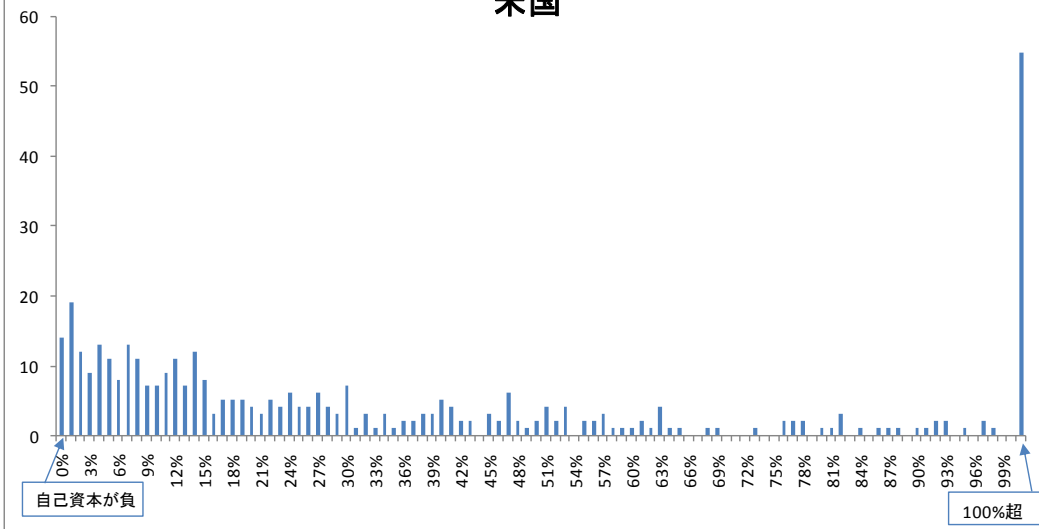
主に2009年3月決算数値
(2009年8月末時点で入手可能データ)

対象: MSCI WORLD、2009年8月末時点で入手可能データ、連結ベース

自己資本はCommon Equity

銘柄ユニバース(MSCI World)はMSCI Barra社、財務情報(Worldscope)はThomson Reuter社のデータを基に筆者が作成

退職給付債務／自己資本 米国

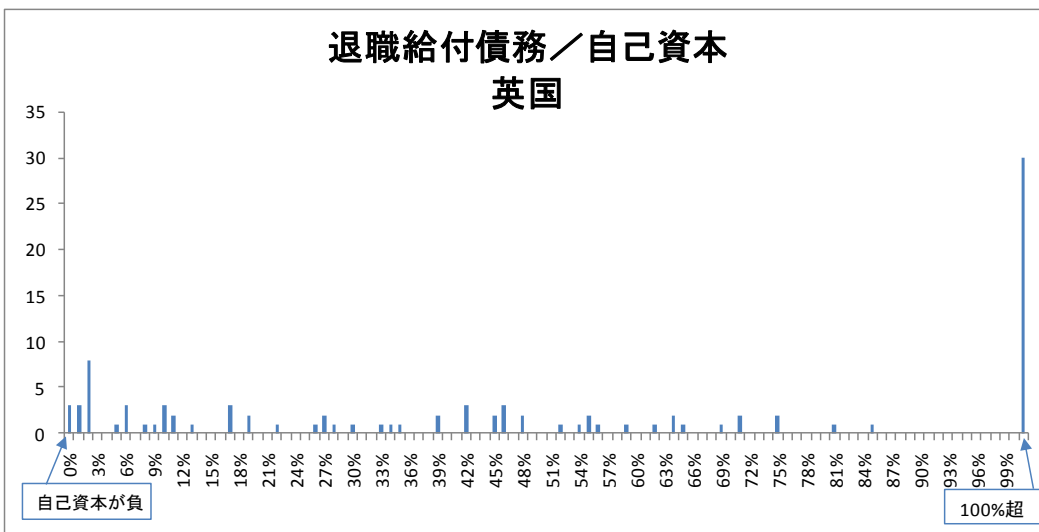


主に2008年12月決算数値
(2009年3月末時点で入手可能データ)

藤井康行(2009)「会計基準の動向と年金運用」『年金と経済2009.7』(財)年金シニアプラン総合研究機構

対象: MSCI WORLD、2009年3月末時点で入手可能データ、連結ベース
自己資本はCommon Equity
銘柄ユニバース(MSCI World)はMSCI Barra社、財務情報(Worldscope)はThomson Reuter社のデータを基に筆者が作成

退職給付債務／自己資本 英国



主に2008年12月決算数値
(2009年3月末時点で入手可能データ)

藤井康行(2009)「会計基準の動向と年金運用」『年金と経済2009.7』(財)年金シニアプラン総合研究機構

対象: MSCI WORLD、2009年3月末時点で入手可能データ、連結ベース
自己資本はCommon Equity
銘柄ユニバース(MSCI World)はMSCI Barra社、財務情報(Worldscope)はThomson Reuter社のデータを基に筆者が作成

考察まとめ

- 公的年金と私的年金の位置付け・規模は、各国で様々
- 企業にとって企業年金の「規模」は重要なキーワード
- 米国では、DBなしの企業も多い
- 米国、英国、オランダは、企業年金の母体企業に対する規模が他国と比べて飛び抜けて大きい
- 日本企業の企業年金・退職金の規模は、3ヶ国と比べれば格段に小さいが、その他の国々と比べると、そこそこの大きさ（もちろん、企業別のばらつきあり）
- 日本企業の企業年金に対する関心と関与は、高まる？
 - 会計基準の改定
 - 年金資産の運用環境
 - 企業の経営環境
 - 企業年金の成熟化 ⇒ 規模拡大

ディスカッション

- 年金制度のガバナンスのあり方
 - 母体企業の関与の仕方
 - 年金基金・企業年金担当者の役割分担の再整理

| | |
|-------------------|---|
| 英米型 | 信託法ベース、受託者(受託者責任) 支払い保証制度 |
| 大陸欧州型 (全てではない) | 基金型、保険類似の財政運営 ソルベンシー・マージン議論 |
| 日本 | 退職金からの移行が主 <ul style="list-style-type: none">• 労使間は、退職金制度が包含• 個人単位の直接[優先]請求権 有期年金が多い 基金型・規約型(受託者なし) 保険類似の財政運営ではない 支払い保証制度なし |

ディスカッション

- 年金制度の資産

- ① 年金制度の資産は、何のためにあるのか？
- ② 年金制度の資産運用は、何のために行うのか？
- ③ 年金制度の資産の運用は、誰が行うのか？
- ④ 年金制度の資産運用でリスクをとることは、なぜ許されるのか？
- ⑤ ALMやLDIは、なぜ許されるのか？

ディスカッション

- 企業年金に対する法規制

- ① 法規制は、何のためにあるのか？

- ② 法規制は、なぜ許されるのか？

- ③ 現在の税制：

- 適格退職年金の立法の際の主張「適格退職年金を優遇するものではなく、税制の整備である」(吉牟田)
 - 確定給付企業年金・確定拠出年金は、適格退職年金の税制より冷遇(特例適格退職年金と同等の優遇なし。ただし特別法人税の凍結中は同等。)

- ④ 法規制に伴うコストは妥当か？

ディスカッション

- 公的年金と企業年金の役割分担
 - どのような役割分担とするのか、特にその規模が重要
 - 2階部分(厚生年金保険)の役割・位置づけの再整理
- 公的年金と私的年金のバランス
 - どちらが安あがりか
 - 企業が負担するリスクが適量か
 - 国際競争力が極大になるバランス

ディスカッション

- 被用者については、私的な年金に重点を置く選択肢もあったはずだが、日本は公的年金の充実を優先し、私的な年金を任意・補完的なものと位置づけてきた。
- 退職金は、正社員を対象に非常に広く普及
- これまでは必ずしも間違いとはいえないが、そろそろ再検討する時期か？
- 世界に誇る個人金融資産は、次世代に無事に引き継がれるか？
- 企業のリスク負担は現状程度がほどほど？

ディスカッション

- アイデア

- ① 私的年金の普及促進
- ② 企業年金の普及促進
(私的年金の普及促進のための有効手段)
- ③ 何らかの強制的な仕組み、または、明確な優遇(税制)
- ④ 税制優遇は、居住者全員が参加可能とするべき
- ⑤ 公的年金が縮小せざるをえない部分をDCが補う
役割分担

ディスカッション

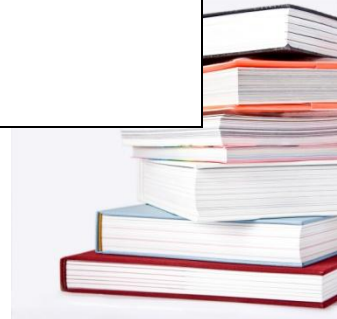
- DBの財政運営について
 - ① 中長期的な運用メリットを享受できるよう財政運営ルールを改善
 - 経済環境の良い時に積増し、悪い特に取崩す仕組みを導入
 - ・ Pro-cyclic ⇒ Counter-cyclic
 - ② 単独・連合型と総合型の財政運営基準は違うのが当然
それとともに、年金資産の運用戦略も違うのが当然
 - 総合型では保険類似の財政運営に考え方を切り替え
 - ・ ソルベンシー・マージン等
 - ・ 急には無理

企業年金の税制(附録)

退職年金積立金に対する法人税課税の意味

出所: 吉牟田勲「退職金」pp357-358 昭和44年初版、昭和60年八訂版、(株)税務経理協会
下線は藤井

退職年金積立金に対する法人税課税が、適格退職年金についての税制のかなめといえます。すなわち、事業主掛金の損金算入は、いわば企業外に支出された当然費用となるものについての処理であり、損金算入の規定は、いわば確認的規定であるともいえます。



企業年金の税制(附録)

退職年金積立金に対する法人税課税の意味

出所: 吉牟田勲「退職金」pp357-358 昭和44年初版、昭和60年八訂版、(株)税務経理協会
下線は藤井

しかし年金積立金に対する課税は、従来は事業主が従業員の受給権が確立している生命保険、年金信託などの掛金を支払えば、その掛金額に相当する給与所得が従業員に生じたものとして、所得税の課税を行っていたことの代りです。この給与所得税の代替的な課税は、掛金の拠出の際には各人の受給権は確定できないので、実際に年金として受給したときに給与所得として課税することとし、それまでの課税繰延べの利益を総体的に法人税として徴収することとしているのです。

(中略)



企業年金の税制(附録)

退職年金積立金に対する法人税課税の意味

出所: 吉牟田勲「退職金」pp357-358 昭和44年初版、昭和60年八訂版、(株)税務経理協会
下線、赤字は藤井

したがって、税率の計算の基礎となっている給与所得者の平均上積所得税率、利子相当額の7分などの計算根拠が妥当であれば、理論的には直ちに給与所得課税を行なうのと全く同じで、この課税自体は適格退職年金を優遇するものでなく、税制の整備であるとの立法の際の主張が裏付けられるのです。この点は、厚生年金などの公的年金について、事業主掛金の課税の繰延べを認めた上、遅延利子相当額の税を徴収していないことと比べればうなずかれましょう。



企業年金の税制(附録)

退職年金積立金に対する法人税課税の意味

出所: 吉牟田勲「退職金」pp357-358 昭和44年初版、昭和60年八訂版、(株)税務経理協会
下線は藤井

しかし、実際には、①給与所得税の繰延べを政府から7分の利子による貸付けと考えると、実際の金利より低いこと、②課税を年金支給時に繰り延べることにより、年金支給時は退職後であり、掛金払込時より下積み所得が少なくなり、適用累進税率が低くなること、または控除失格で課税外となる可能性が大きいこと、③老年者控除の適用をうけることなどの点から、実際上は相当のものが、1%の課税のみで終わることも考えられます。そうであるとすれば、直ちに事業主掛金について、従業員の給与所得としての課税を行うことにくらべて、1%課税は事実上、優遇の効果をもつということもできます。



本資料に掲載の内容は、引用部分を除いて、全て筆者の私見です。